十六等級　百分の百六
十七等級　百分の百九
十八等級　百分の百十二
十九等級　百分の百十五
二十等級　百分の百十八
二十一等級　百分の百二十一
二十二等級　百分の百二十四
二十三等級　百分の百二十七
二十四等級　百分の百三十

三　法第九十三条第一項第一号、第三号（悪意又は重大な過失があった場合に限る。）、第四号（悪意又は重大な過失があった場合に限る。）、第六号又は第七号に掲げる場合において、漁業共済組合が共済金の全部又は一部につき支払の責めを免れ又は免れることが確実であると認められるときの前号の規定の適用については、漁業共済組合から支払を受け又は受けることが確実であると認められるものとみなす。

四　令第二十二条第二号の規定による申出（販売の目的によるものを除く。）があった場合における基準共済掛金率は、次の算式により算出した率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。

$$A\times\frac{B\times1.2+C}{B+C}$$

Aは、表に掲げる率（同表備考第一号又は第二号に該当する場合にあっては、それぞれ同表備考第一号又は第二号によって得た率）

Bは、当該申出に係る移動すべき共済目的たる養殖水産動植物の数量

Cは、当該申出に係る移動すべき共済目的たる養殖水産動植物以外の共済目的たる養殖水産動植物の数量

五　法第百二十四条の二第一項の継続申込特約がある場合における基準共済掛金率は、表に掲げる率（同表備考第一号、第二号又は第四号に該当する場合にあっては、それぞれ同表備考第一号、第二号又は第四号によって得た率）に百分の九十を乗じて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。

3　養殖共済のうち赤潮特約がある共済契約に係るものの法第百二十二条第二項の基準共済掛金率は、前二項に掲げる率に、次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる率を加えて得た率とする。

区分				率（%）
養殖業の種類	単位漁場区域の属する水域	期間		
かき養殖業	全ての水域			○・七二
一年貝真珠養殖業	全ての水域			○・九八
二年貝真珠養殖業	全ての水域			○・九八
小割り式一年魚はまち養殖業	一区	短期		一・四五
		長期		一・六二
	二区	短期		○・七八
		長期		○・八六
	三区	短期		○・五二
		長期		○・六一
	四区	短期		○・一九
		長期		○・二九
	五区	短期	中期	一・四七
		長期		二・一六
	六区	短期	中期	一・一二
		長期		一・六三